

## 戸籍法施行規則の一部を改正する省令案の概要

### 第1 改正の趣旨

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）のうち、被保険者に対する国民年金手帳の作成及び交付を規定した国民年金法（昭和34年法律第141号）第13条及び附則第7条の4第2項等を削除する改正規定が令和4年4月1日から施行される。

これを踏まえ、国民年金手帳を戸籍謄本等の交付請求をする場合の提示書類として規定している戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）の改正を行う。

### 第2 改正の内容

戸籍法施行規則第11条の2第2号イ中「国民年金手帳」を削除する。

### 第3 施行日

令和4年4月1日